

広報

あいかわ

2012
4/1
No.592

ひかり みどり ゆとり 協働のまち愛川



もくじ

特集

平成 24 年度予算のあらまし 2

●町政情報館 まち美化アダプト制度 5

●子育てプチポケット・図書カードが当たるお楽しみクイズ 12

●インフォメーション 13

●みんなのサポセン NPO 法人「地域生活支援の会・あい」 18

●愛川トピックス 19



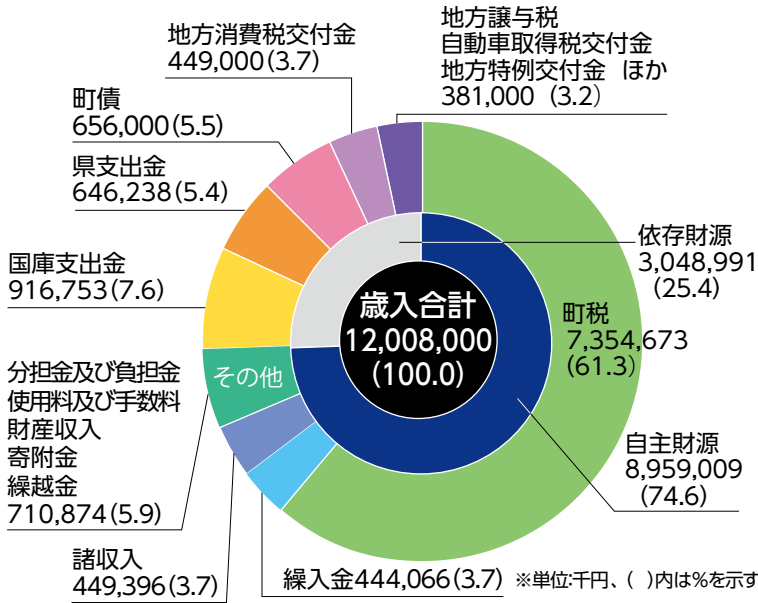
編集・発行 / 愛川町総務部総務課 〒 243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田 251-1

☎ 046-285-2111 (代) FAX 046-286-5021 HP [愛川町](#) [検索](#)

写真◆田代運動公園の桜

予算のあらまし

一般会計歳入構成図



健康福祉、環境と防災に 重点配分した予算

平成24年度の当初予算総額は、225億700万円で、このうち町政運営の基本的な経費を計上する一般会計は、町税収入の回復が見込まれ、1.6%増の120億800万円となりました。

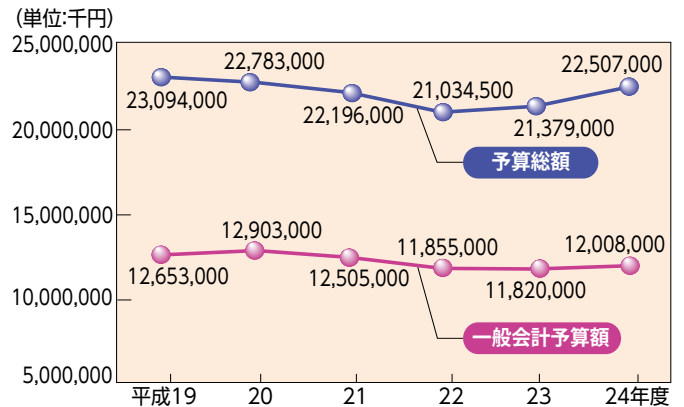
生活に密着した諸施策や都市基盤の整備に加え、防災対策や健康・福祉施策の充実、環境対策など、さまざまな行政ニーズに対応する事業を展開します。

問 企画政策課財政班 ☎(内線) 3236

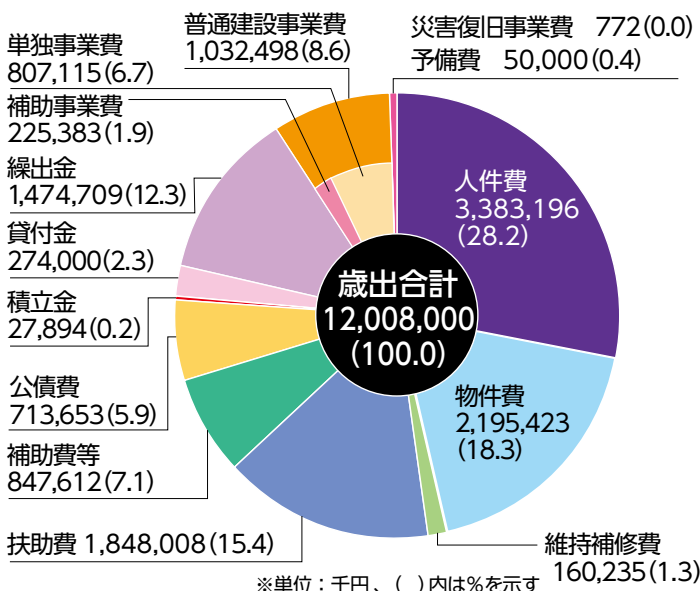
各会計予算規模

会計名	予算額	構成比	前年度との比較増減率	
一般会計	12,008,000千円	53.3%	1.6%	
特別会計	国民健康保険	5,684,000千円	25.3%	5.3%
	後期高齢者医療	304,000千円	1.3%	10.5%
	介護保険	2,182,000千円	9.7%	19.4%
	下水道事業	1,209,000千円	5.4%	-5.6%
	小計	9,379,000千円	41.7%	6.8%
企業会計	水道事業	1,120,000千円	5.0%	44.1%
合計	22,507,000千円	100.0%	5.3%	

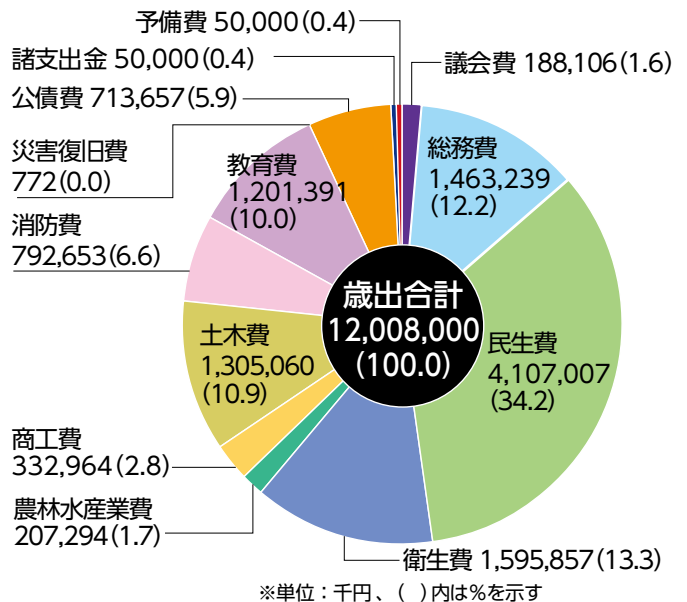
予算の推移



一般会計歳出(性質別)構成図



一般会計歳出(目的別)構成図



一般会計歳出(目的別) 予算の町民 1 人当たりの内訳

議会費	4,383円
総務費	34,098円
民生費	95,708円
衛生費	37,189円
農林水産業費	4,831円
商工費	7,759円
土木費	30,412円
消防費	18,472円
教育費	27,997円
その他 (災害復旧費・公債費・諸支出金・予備費)	18,979円

※2月1日現在の人口42,912人で算出

町税の内訳

税目	予算額	前年度との比較増減率
町民税(個人)	2,053,900千円	5.6%
町民税(法人)	932,044千円	70.4%
固定資産税	3,583,161千円	-6.2%
軽自動車税	75,516千円	-0.2%
町たばこ税	330,280千円	-3.7%
都市計画税	379,772千円	-6.5%
合計	7,354,673千円	3.0%

主な事業 ※(新)は本年度の新規事業

●新保健センター建設事業

保健サービスのより一層の充実を図るため、地域保健の拠点となる新保健センターの本体工事に着手します。

【平成 24・25 年度継続事業 継続費総額 707,028 千円】

●(新)妊婦歯科健診費助成事業

妊娠期の^{こくう}口腔衛生保持と、胎児の健やかな発育を促すため、妊婦の歯科健診費用の助成を行います。

●子宮頸がん等ワクチン接種費助成事業

子宮頸がんや細菌性髄膜炎などの疾病原因であるウイルスの感染を予防する、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種促進を図るため、対象者の接種費用を全額公費負担とします。

●妊婦健康診査費助成事業

妊婦の健康管理の充実、妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図るため、健康診査費用の助成を行います。

●特定不妊治療費助成事業

少子化対策の一環として、医療保険の対象外で高額な医療費を要する特定不妊治療費について、治療に掛かった費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。

●がん検診推進事業

増加傾向にある生活習慣病の予防や早期発見、早期治療を図るため、がん検診を実施するとともに、特定の年齢に達した方に対して、子宮頸がん・乳がん・大腸がんの検診費用が無料となるクーポン券を配布

し、検診率の向上を図ります。

●小児医療費助成事業

安心して子どもを産み育てることができるよう、小学校6年生までの医療費の自己負担分を全額助成します。(所得制限・一部負担金なし)

●子どものための手当支給事業

次世代の社会を担う子どもの健全育成と子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、中学校修了までの子どもを対象に、「子どものための手当」を支給します。

●(新)中津工業団地第1号公園トリム広場整備事業

子どもたちが楽しく遊ぶことができる大型の複合コンビネーション遊具の設置など、トリム広場の再整備を行います。

●(新)高峰保育園保育室等内装改修工事

高峰保育園の保育室などの内装改修工事を行い、保育施設の適正な維持管理に努めます。

●障害者自立支援事業

障害者自立支援法に基づく3障害(身体・知的・精神)を一元化した障害者福祉サービスの提供を行います。

●重度・中度障害者医療費助成事業

重度・中度障害者の健康保持、経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分を全額助成します。(所得制限・年齢制限・一部負担金なし)

●高齢者バス割引乗車券購入費助成事業

高齢者の社会参加、健康づくり、生きがいづくりの増進などを目的として、神奈川中央

交通(株)が販売する高齢者バス割引乗車券「かなちゃん手形」の購入費の一部を助成します。

●シルバー人材センター運営費補助金

健康で働く意欲のある高齢者の就業機会の拡大を促進するため、「愛川町シルバー人材センター」の組織強化と運営充実などの支援を行い、生きがいづくりの増進を図ります。

●(新)新庁舎 LED 照明設置工事

新庁舎の事務室および会議室などに省電力・長寿命の LED 照明を導入し、省エネルギー化による地球温暖化対策を推進します。

●(新)「愛川町みんなで守る環境美化のまち条例」の推進

空き缶などのポイ捨てや、河原でのバーベキューなどによる調理くずの投棄など、良好な環境を損なう行為の禁止事項を規定した「愛川町みんなで守る環境美化のまち条例」の施行(4月1日)により、本町の自然と快適な生活環境を保全し、清潔で美しいまちづくりを推進します。

●住宅用太陽光発電設備設置への助成

二酸化炭素などを排出しないクリーンエネルギーである太陽光発電の導入促進を図るため、設置費用の一部を助成します。

●新たな「ごみ分別・収集体制」への移行と「ごみ減量化・再資源化」への取り組み

43,923 千円

来年4月から、本町の可燃ごみは「厚木市環境センター」での広域処理を予定しています。これに伴い、ことし10月から現在のごみ分別・収集体制を見直すとともに、プラスチック製容器包装や廃食用油などを新たに再資源化することで、さらなるごみの減量化・再資源化を推進します。

●菅原小学校耐震補強事業...80,800 千円
(平成 23 年度 3 月補正 繰越明許費)

菅原小学校の校舎および体育館の耐震補強工事を実施します。

●雨水対策事業の推進.....26,474 千円
(下水道事業特別会計)

近年の集中豪雨などによる浸水被害の軽減を図るため、半原地内の野尻排水区・宮沢排水区の雨水対策事業を推進します。

●大規模災害に対する備え.... 37,163 千円
(平成 23 年度 9 月補正 14,960 千円および 3 月補正繰越明許費分 2,548 千円を含む)

防災備蓄食糧や防災資機材の計画的な整備のほか、地上デジタル放送受信装置の全広域避難場所への設置、防災行政無線音声自動応答サービスの導入など、情報伝達手段の確保に努めます。

また、防災意識、防災行動力の向上に向け、広域避難場所の運営訓練などを実施します。

●(新)化学消防ポンプ自動車購入事業.....68,265 千円

【平成24年度 債務負担行為設定】

消防活動の中心的な役割を担い、危険物火災などにも対応可能な化学消防ポンプ自動車を更新し、消防体制の充実・強化を図ります。

●塩川滝落石防護ネット設置工事.....3,800 千円

観光名所「塩川滝」周辺の安全対策のため落石防護ネットを設置し、観光施設の良好な維持管理と観光客の安全確保を図ります。

●交通安全対策事業の実施...23,810 千円

交通安全施設を整備し、歩行者および車両の安全確保に努めるとともに、立て看板の掲出、各種啓発物品などの配布を通じ、安全運転の啓発活動を展開します。

また、半原・中津小学校周辺通学路のカラー舗装と県立あいかわ公園周辺の道路区画線を整備し、通学児童や観光客の安全確保を図ります。

●橋りょう長寿命化修繕計画の策定.....10,000 千円

橋りょうの長寿命化と長期保全を図るため、道路橋の点検・管理を計画的に実施し、

修繕計画を策定します。

●(新)公共下水道長寿命化計画の策定.....7,500 千円

老朽化した管渠・施設の延命化を図るため、公共下水道長寿命化計画を策定し、施設の適切な維持・管理に努めます。

●応急手当普及啓発活動推進事業.....2,626 千円

公共施設などに設置している AED (自動体外式除細動器) を新機種に一齐更新するほか、これまで実施している普通救命講習会の内容に、乳幼児・小児に対する心肺蘇生方法を加え、更なる応急手当ての普及推進を図ります。

●小中学校・保育園給食用食材の放射性物質濃度および空間放射線量の継続的な調査.....963 千円

学校・保育園・公園などの大気や水道水、学校給食の食材などについて、定期的に放射線量を調査・公表し、町民皆さんの安全・安心の確保に努めます。

●(新)中学生の学力向上への支援.....1,796 千円

中学1・2年生を対象に、学習の達成度を測るための学力検査を実施し、生徒の学力向上と、本年度から改正される公立高等学校入試制度への対応を図ります。

●高等学校などへの通学および入学準備に対する助成.....10,520 千円

高等学校などに就学している生徒の通学に要する経費および入学の準備に要する費用の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

●(新)図書館図書返却ポストの設置.....204 千円

新たに役場庁舎1階ロビーに図書返却ポストを設置し、図書館利用者の利便性向上を図ります。

●町民みなふれあい体育大会および各種スポーツ教室の開催.....4,290 千円

町民の健康づくりや体力づくりのため、町民みなふれあい体育大会や各種スポーツ教室を開催するとともに、ニュースポーツ普及のため、新たに「カローリング教室」を開催します。

●有害鳥獣対策事業.....20,342 千円

野生動物による農作物被害や生活被害が深刻化しているため、電気柵の設置などを行い、農作物などの被害防止に努めます。

●ツーリズム推進事業.....2,011 千円

昨年10月のふるさとまつりでお披露目した、観光キャラクター「あいちゃん」の着ぐるみや各種グッズを作製し、さまざまなイベントでPRします。

また、町の産業や自然などの観光スポッ

トを体験できるツアーを企画し、観光キャラクター「あいちゃん」とあわせ、町のPRと観光振興を推進していきます。



あいちゃん

●愛川聖苑施設維持補修工事.....14,163 千円

供用開始後 14 年が経過する火葬炉の大規模修繕を行い、施設の円滑な運営と維持管理に努めます。

●幣山下平線整備事業.....110,704 千円

昨年4月に開通した幣山下平線について、幣山地区石神社から角田大橋までの第2期分のうち、丸山耕地内の道路改良や歩道整備を引き続き行います。

●(新)平山下平線整備事業...11,600 千円

角田大橋から国道412号までの測量調査などを実施します。

●水道施設改良・防災対策事業.....382,201 千円
(水道事業会計)

水道施設改良事業として、耐塩素性病原微生物に対応するため、新たに戸倉浄水場紫外線処理設備工事を実施するとともに、水道施設防災対策事業などを推進し、安全で良質な水の安定給水に努めます。

●「協働のまちづくり」の推進...1,024 千円

第5次愛川町総合計画の将来都市像に掲げた「協働のまちづくり」を推進するため、地域の町民公益活動団体が、身近な公園や道路などの美化活動を町と協働で進める「まち美化アダプト制度モデル事業」を新たに導入するとともに、町民公益活動団体が町との協働による事業を提案し地域の課題解決などを行う「住民提案型協働事業」の制度確立を目指します。



まち美化アダプト制度の活動団体を募集します

～協働事業～

「まち美化アダプト制度モデル事業」がスタートします。アダプトとは、英語で「くを養子にする」という意味で、地域の住民活動団体が、公園や道路など身近な公共スペースをわが子のように愛情をもって面倒をみる＝清掃や美化活動を行うもので、継続的に美化活動を進めることができる町との協働事業です。

活動を希望する団体は、町と役割分担などについて協議を行い、取り交わした合意書に基づき美化活動を行います。

本格的な実施に先駆け、本年度は試行的にモデル事業として実施します。「まちをきれいにしたい！」そんな思いをもった皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

応募要件◆定期的に公園や道路の美化活動ができる団体（行政区は除く）

対象場所◆町が管理する公園および道路

活動内容◆公園や道路の清掃、除草、樹木の剪定、草花の植え付けなど。

町からの支援◆草花の苗などの提供、傷害保険の適用、活動表示看板の設置など。

応募方法◆参加申出書に、参加者名簿など必要書類を添えて、行政推進課に直接お持ちください。

申出書の配布場所◆行政推進課、都市施設課、道路課、半原出張所、津出張所、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザ、町民活動サポートセンター。町ホームページからもダウンロードできます。

募集期限◆5月31日（木）

問行政推進課協働推進班 ☎（内線）3244

国民年金 学生納付特例のお知らせ

20歳以上の方に義務付けられている保険料の納付について、納付が困難な学生は、申請により在学中の納付が猶予される制度があります。

す。

対象となる学校◆大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、一部の海外大学の日本分校などで、夜間・定時制課程や通信課程も対象となります。

※各種学校については、修業年限が1年以上の課程に在籍し、私立の場合は都道府県知事の認可を受けた学校

承認期間◆1年度ごとの承認です。平成24年度の承認は、4月から平成25年3月までの分です。

申請場所◆町国保医療課で申請してください。在学中の学校が学生納付特例事務法人の指定を受けている場合は、学校でも申請できます。

必要書類◆
・年金手帳
・在学証明書または学生証（写し可）
・失業した場合は、離職票・雇用保険受給資格者証など。

※代理人が手続きを行う場合は、本人の委任状と印鑑、代理人の身分を証するもの（運転免許証など）も必要です。

平成24年度分の申請期間◆4月1日から平成25年4月末日までに申請してください。申請が遅れ未納のままにしておくと、障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格要件を満たさなくなる場合がありますので、早めに申請して下さい。年度途中で20歳になる方は、その前日から申請できます。

す。

平成23年度分の申請期間◆平成23年度（平成23年4月～平成24年3月分）の申請期限は今月末日までとなっています。希望する方は早めに申請してください。

2年度目以降の申請◆申請は毎年度必要です。2年度目以降の申請は、4月前に日本年金機構から届く申請書（はがき）に必要事項を記入し、返送してください。届かない場合は、町国保医療課での申請が必要です。

保険料の追納について

学生納付特例が承認されると、その期間は老齢基礎年金の受給資格期間として算入されますが、年金額には反映されません。そこで、老後の年金額を増やしたい方は、さかのぼって10年以内の学生納付特例が承認された期間の保険料を納付（追納）することができま。

学生納付特例が承認された期間の翌年度から起算して、3年度目（平成24年度）の承認期間の場合、平成27年度（以降）に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料に、経過期間に応じた加算額が上乘せられます。

追納用納付書の発行は、厚木年金事務所か町国保医療課での申し込みが必要です。

問厚木年金事務所 ☎2231
7171、町国保医療課国保年金班 ☎（内線）3374

固定資産評価審査委員会 木藤一郎さんが選任

3月議会定例会で、固定資産評価審査委員会委員に木藤一郎さん（半原）を新たに選任することが同意され、4月1日付で就任しました。任期は、平成27年3月31日までの3年間です。



木藤一郎さん

妊婦歯科健診費用の助成を開始します

妊娠中は口腔環境が悪化しやすく、虫歯や歯周病になりやすい状態になります。歯周病が進行すると、早産や低出生体重児の出産を引き起こすといわれています。

お母さんの健康と、生まれてくる赤ちゃんの健やかな発育のために、妊娠中に歯科健診を受けましょう。ことし4月1日以前に母子健康手帳の交付を受けていて対象となる方へは個別通知をしています。

対象◆町内に住民登録のある妊婦
助成回数と時期◆妊娠中の受診1回分。体調が安定していれば早めに受診しましょう。適当な時期は、妊娠

16週から27週くらいまでです。
持ち物◆受診票・保険証・母子健康手帳
※受診票は母子健康手帳交付時にお渡しします。
費用◆千円
実施機関◆厚木歯科医師会に加入する医療機関
受診方法◆医療機関に予約の上、体調の良いときにお出掛けください。
問子育て支援課母子保健班 ☎（内線）3365

高額な外来診療を受ける皆さんへ 高額療養費制度改正のお知らせ

4月1日から、限度額認定証などを提示すれば窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたのですが、4月1日からは、「認定証」などを提示することで、限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなります。

認定証などを提示しない場合は、従来どおり高額療養費の支給申請をして、後日、支払った窓口負担と限度額の差額が加入する医療保険から支給されます。事前の申請などの詳細は、加入している医療保険に直接お問い合わせください。

問国民健康保険・後期高齢者医療に関するお問い合わせは、国保医療課 国保年金班 ☎（内線）3379

■受診者区分と手続き

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
70歳未満の方	加入する医療保険に「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください。	「認定証」を窓口で提示してください。
70歳以上の非課税世帯の方		
70歳以上75歳未満で、非課税世帯ではない方	必要ありません。	「高齢受給者証」を窓口で提示してください。
75歳以上で、非課税世帯ではない方	必要ありません。	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください。

■委員を募集する審議会など

【町民参加推進会議提案型協働事業検討部会】

主な設置目的	住民提案型協働事業の仕組みについて検討します。 ※住民提案型協働事業とは、地域の課題などについて、住民活動団体が行政との協働による課題解決を図る提案を応募し、審査会での選考などを経て実施する事業です。		
募集人数	2人	年間開催予定回数	3回程度
任期	検討事項が終了するまで		
応募申込書の提出と問い合わせ	行政推進課協働推進班 ☎285-6925 ファクス 286-5021 電子メール gyousei@town.aikawa.kanagawa.jp		

【下水道運営審議会】

主な設置目的	町下水道事業の運営に関する重要事項を審議します。		
募集人数	2人	年間開催予定回数	2回程度
任期	諮問した事項に係る調査審議が終了するまで		
応募申込書の提出と問い合わせ	下水道課業務班 ☎285-6946 ファクス 286-5021 電子メール gesuido@town.aikawa.kanagawa.jp		

【旧愛川町郷土資料館検討委員会】

主な設置目的	旧郷土資料館の取り扱いなどの方向性を検討します。		
募集人数	1人	年間開催予定回数	3回程度
任期	検討事項が終了するまで		
応募申込書の提出と問い合わせ	教育委員会教育総務課庶務施設班 ☎285-6957 ファクス 286-4588 電子メール kyoiku@town.aikawa.kanagawa.jp		

【愛川町教育委員会点検・評価委員会】

主な設置目的	教育委員会事務の管理執行の状況や教育委員会の活動状況などについて、点検・評価を行います。		
募集人数	1人	年間開催予定回数	2回程度
任期	委嘱日から平成26年3月31日まで(2年間)		
応募申込書の提出と問い合わせ	教育委員会教育総務課庶務施設班 ☎285-6957 ファクス 286-4588 電子メール kyoiku@town.aikawa.kanagawa.jp		

放射線量測定結果はホームページで

町では、学校・保育園・公園などの大気や、水道水、学校給食の食材などについて、定期的に放射線量を測定しています。
測定結果は町ホームページ「東日本大震災関連情報(放射線量の測定結果など)」に掲載していますのでご覧ください。

審議会などの委員を募集します

町民皆さんの声をまちづくりの生かすため、審議会などの委員を次のとおり募集します。皆さんの積極的な応募をお待ちしています。
応募資格 ◆次に該当する方

① 町内在住または在勤・在学の方や、町内に事務所・事業所をお持ちの方などで、原則として平日の日の中の会議に出席できる方
② ほかの審議会などの公募委員でない方

③ 町職員および町議会議員でない方
※下水道運営審議会は、①の町内要件(在住・在勤など)が「町内の市街化区域」に限定されます。
報酬・謝金 ◆条例などに基づく報酬・謝金をお支払いします。金額は審議会によって異なります。
応募方法 ◆「審議会等委員応募申込書」に必要事項を記入し、直接お持

ちいただくか、郵便・ファクス・電子メールいずれかの方法で各担当課宛てにお送りください。
応募申込書のある場所 ◆役場1階町政情報コーナーおよび各担当課、半原出張所、中津出張所、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザ、町ホームページ
応募期限 ◆4月20日(金)

町民皆さんの活動を応援します！
あいかわ町民活動応援事業

町民皆さんが企画・立案し、自ら取り組む公益性の高い非営利活動に対して、町が費用を補助する「あいかわ町民活動応援事業」を実施しています。

ご提案いただいた活動は、書類審査および個別ヒアリングなどにより採否を決定します。活力あふれるまちづくりのため、皆さんからの積極的なご応募をお待ちしています。

応募資格◆町内で主に活動し、公益活動を行う3人以上の団体

対象事業◆環境美化活動、子育て、高齢者支援など、町民皆さんの利益につながる活動で、提案団体が新たに行うもの。ただし、営利、宗教を目的とする活動や政治的な活動は除きます。

応募方法◆所定の申込書に、事業計画書・収支予算書など必要な書類を添えて、行政推進課に直接お持ちください。

申込書類の配布場所◆行政推進課、半原・中津出張所、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザ、町民活動サポートセンター、町ホームページ

応募期限◆4月27日（金）

☎行政推進課協働推進班（内線）

3245

■応募区分

補助区分	内容	対象団体	補助金額	交付回数
スタート応援補助	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業に対する補助	設立後3年未満の団体	10万円以内	1団体につき3回まで
ステップアップ応援補助	団体の活動を充実、発展させるための事業に対する補助	設立後1年以上の団体	補助対象経費の10分の8以内(限度額30万円)	1事業につき3回まで

※設立後3年未満の団体が初めて応募する場合は、「スタート応援補助」にのみ応募することができます。

国民健康保険加入の皆さんへ
人間ドック費用の一部を助成します

町の国民健康保険に加入している次の方が、人間ドック（標準コース）を受ける場合に、検査料の一部（上限2万円）を助成します。対象となる方には、4月下旬に通知をお送りしますので、希望する方は、5月11日（金）までに同封の受検申込書を国民健康保険課に提出してください。

対象者◆次の要件を全て満たしている方
・4月1日現在および人間ドック受検日に本町にお住まいで、町国民健康保険に加入している方

・本年度中に、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の誕生日を迎える方
・平成23年度以前の町国民健康保険税の納付が済んでいる世帯に属する方

実施期間◆7月1日から12月31日まで。

実施施設◆愛川北部クリニックほか、厚木市・相模原市・伊勢原市の8施設

☎国民健康保険課国民年金班（内線）3379

固定資産税・都市計画税の基礎
固定資産「評価替え」の年度です

固定資産税は、賦課期日である1月1日に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方が、その固定資産の価格（評価額）を基に算定された税額を固定資産の所在する市町村に納めるものです。

都市計画税は、下水道などの都市計画事業の費用に充てるため、市街化区域内に土地と家屋を所有する方が、固定資産税と合わせて納めるものです。

両税を公平に負担していただくため、土地と家屋は3年ごとに適正な評価額となるよう「評価替え」を行っており、本年度はこの評価替え年度に当たります。

両税合わせて町税収入全体の約50%を占めており、行政サービスを行うための大切な財源となっています。

税額算定のしくみ

① 固定資産の評価を行い評価額を決定

② 評価額を基に法律で定める計算式を適用して、税額の基礎となる課税標準額を算出します。

※原則として、評価額が課税標準額となりますが、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や負担調整措置が適用される場合には、適用後の額が課税標準となります。

③ 課税標準額に税額を乗じて、納めていただく税額を算出します。

税額＝課税標準額×税率（固定資産税1.4%、都市計画税0.2%）

免税点◆同一の人が町内に所有する次の各項目の固定資産の課税標準額が次の額に満たない場合には、両税とも課税されません。

【土地】30万円

【家屋】20万円

【償却資産】150万円

※複数所有する場合は合計額

土地の評価

土地の評価額は、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づいて算出した「適正な時価」をいい、売買実例価額などを基に算定します。この「適正な時価」とは、正常な条件において当事者間で成立する取り引き価格をいいます。町では、地価公示価格や県の地価調査価格、不動産鑑定士による鑑定評価額などを活用して算定しています。

宅地などの土地の評価額は、平成23年1月1日時点の不動産鑑定価額

の7割を目途として見直しを行いいますが、同日以降に地価の下落が見られた地点では、7月1日までの地価動向などを反映して評価額の見直しをしています。

評価額は原則として次の評価替えまで据え置かれますが、地目の変更、分合筆などがあった場合には、評価額が適正なものになるよう見直しを行います。

課税標準額の調整措置

土地については、課税の公平化を図るための負担調整措置や住宅用地の特例措置がとられています。

負担調整措置とは、評価額に対する課税標準額の割合（負担水準）が高い土地については税負担を引き下げ

住宅用地（住宅一戸当たり）の課税標準額

税の区分 用地の区分	固定資産税 (土地)	都市計画税 (土地)
小規模住宅用地 (200m ² までの部分)	評価額×1/6	評価額×1/3
その他の住宅用地 (200m ² を超える部分)	評価額×1/3	評価額×2/3

または据え置き、一方で負担水準が低い土地については課税標準額をなだらかに引き上げていくことによつて、税の負担を一定の水準に近づけるものです。

住宅用地の特例措置とは、住宅政策上の観点から、特に税負担を軽減する必要がある住宅用地について、表の区分により、課税標準額を軽減するものです。

家屋の評価

家屋の評価額は、固定資産評価基準に基づいて、再建築価格を基に評価します。

再建築価格とは、評価替えの時点で同一の家屋を新築する場合に必要なとされる建築費のことをいいます。

既存家屋の評価額は、再建築価格に建築物価の変動割合や建築時からの経過年数による資産価値の減少分を考慮して見直します。その額が前年度の額を超える場合は、前年度の額に据え置かれ、新しい評価額に引き上げることはありません。

償却資産の評価

償却資産とは、会社や個人事業者が事業のために用いる機械や器具などをいい、申告書に基づいて評価します。

毎年、法定耐用年数に基づく減価率（定率法）により課税標準額を算定します。

**固定資産縦覧帳簿
縦覧のお知らせ**

「縦覧」とは、税額算定の基となる評価額などの内容を、あらかじめ納税者の皆さんが確認できる制度です。次の期間中は評価額が無料でご覧になれば、納税者に自己所有部分の固定資産名寄帳の写しを無料でお渡ししています。

期間◆4月2日(月)～5月31日(木)の平日

場所◆役場1階税務課資産税班
対象者◆1月1日現在、町内に土地・家屋を所有する納税者や納税管理人など。希望者は、本人確認ができるもの(運転免許証や健康保険証など)のほか、代理人は委任状、相続人は戸籍謄本などをお持ちください。

問 税務課資産税班 ☎(内線) 3278～3280

在宅障害者福祉手当制度改正のお知らせ

在宅で生活している障害者の方を対象に福祉手当を支給していますが、本年度から所得に応じた支給制限を設けます。

これに伴い、支給時期がこれまでの6月から10月に変更になります。

現在受給している方には、6月下旬ごろまでに個別に通知します。

問 福祉支援課障害福祉班 ☎（内線）3355

自治会に加入しましょう — 災害時にも頼れる地域の力 —

愛川町には21の自治会（区）があります。自治会は、地域に住む人たちが親睦や交流を深めることによって連帯感を培い、それぞれの地域における身近な問題を共に解決し、より住みやすい豊かな地域づくりのためになくてはならない大きな役割を果たしています。

特に、自治会は災害発生時の緊急活動に力を発揮します。東日本大震災でも避難所の運営などで自治会が大きな力を発揮したことから、その重要性が注目されています。

■支給制限設定の基準額

扶養親族などの数	前年分所得額	
	受給資格者	配偶者および扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
以降1人増すごとに	+380,000円	+213,000円

活動内容

また、町の各種のお知らせやイベント情報を掲載している「お茶の通信」は、自治会の配布員さんを通じて各家庭にお届けしています。

それぞれの区では、次のような創意工夫を凝らしたさまざまな活動を行っています。

親睦活動 夏祭り、盆踊り、運動会、文化祭、ハイキングなど

防犯・防災活動 防犯パトロール、災害時に備えた自主防災組織の運営や防災訓練など

その他の活動 環境美化作業、交通安全教室の開催など

自治会活動に参加しましょう

住みよい地域社会を築くためには、そこに住んでいる皆さんの参加や協力が不可欠です。安全で安心して暮

町政情報がメールで届きます メール配信サービスに登録を！

町政情報をメールでお届けする「メール配信サービス」を行っています。ぜひご利用ください。

【配信項目】

- 防災情報 気象情報、台風情報、地震情報など。
- 防犯情報 不審者情報、犯罪などの発生情報、防犯情報など。
- 防災行政無線情報 防災行政無線で放送した情報
- イベント情報 各種のイベント・講座・教室などの情報（月2回配信）
- 子育て情報 予防接種や健康診査など、子育てに関する情報（月1回配信）

【登録方法】

① 愛川町公式モバイルサイトトップページから「メール配信サービス」を選択してクリックし、

「登録ページ」を選択してクリックし、

「登録ページ」を選択してクリックし、

らせるまちづくりを進めるため、積極的に自治会活動に参加しましょう。自治会の加入に際しては、地域の自治会役員までご連絡ください。

問 行政推進課協働推進班 ☎（内線）3244

アクセスできます。読み込めない場合は、次のURLを入力してください。
<http://mobile.town.aikawa.kanagawa.jp/index.cgi?page=4>

- ② 「登録・変更する」を選択してクリックします。
- ③ 「愛川町メール配信登録」を選択してクリックします。
- ④ メールを送る画面になりますので、何も記入せずそのまま送信してください。
- ⑤ 折り返しメールが届きますので、メールに記載されているアドレスをクリックしてください。
- ⑥ メール配信サービス本登録画面が表示されますので、配信する情報の種類を選択し、「登録」ボタンをクリックしてください。

これで登録完了です。

※登録にあたっては必ず利用規約をお読みください。

問 総務課広報広聴班 ☎（内線）3222



上のQRコードを読み込むと簡単にアクセスできます。

町職員の人事異動

4月1日付 主幹級以上（ ）は前職

部長級昇格

消防長

沼田直己（消防本部消防防災課長）

課長級昇格

スポーツ・文化振興課長

小島義正（商工観光課主幹）

商工観光課専任主幹

伊從健二（同主幹）

課長級異動

税務課長

脇嶋幸雄（同専任主幹）

下水道課長

平川克美（監査委員事務局局長）

監査委員事務局局長

高橋浩一（文化会館専任主幹）

農業委員会事務局局長

古座野義夫（税務課長）

消防防災課長

中村武司（農業委員会事務局局長）

主幹級昇格

管財契約課契約検査班技幹

柏木武史（同副技幹）

税務課収納班主幹

岡部誠一郎（同副主幹）

子育て支援課母子保健班技幹

新井優子（同副技幹）

高峰保育園副園長

渥美敏子（同副園長）

国保医療課国保年金班主幹

高橋聡（同副主幹）

環境課廃棄物対策班主幹

小川浩幸（同副主幹）

環境課（厚木愛甲環境施設

組合）主幹

松川清一（同副主幹）

都市施設課建築班技幹

片田貴士（同副技幹）

スポーツ・文化振興課郷土

資料館主幹

山口研一（同副主幹）

消防署本署警備第二課主幹

佐藤実（同副主幹）

主幹級異動

総務課総務班主幹

山田正文（企画政策課主幹）

半原保育園園長

高木益代（同副園長）

春日台保育園園長

平川晴美（同副園長）

国保医療課医療給付班主幹

片岡由美（総務課主幹）

衛生プラント所長

中丸保行（会計課主幹）

都市施設課公園緑地班技幹

大木偉彦（水道事業所技幹）

会計課会計班主幹

中村美雪（国保医療課主幹）

スポーツ・文化振興課田代

運動公園技幹

北村尚之（都市施設課技幹）

水道事業所工務班技幹

小島昇（スポーツ・文化振興課技幹）

消防署本署警備第二課第二

消防隊長

菊地原邦夫（消防署半原分署第一消

防隊長）

消防署半原分署第一警備隊

第一消防隊長

竹松正巳（消防署本署警備第二課第二

消防隊長）

定年退職（3月31日付）

大貫佳孝（消防長）

畑山房枝（住民課専任主幹）

木村アイ子（春日台保育園園長）

小宮一美（衛生プラント所長）

佐久間順子（中津第二小学校調理員

教職員の人事異動

転任・転入（4月1日付）

（ ）は前任校など

▼中津小学校

松藤真博（新採用）

▼田代小学校

校長 渡邊実（清川村立緑小学校長・

前田紘臣（新採用・事務）

▼半原小学校

井上和美（厚木市立荻野小）・小山

未佳（新採用・養護教諭）

▼中津第二小学校

沖見美華（新採用）

▼菅原小学校

伊從京子（厚木市立清水小総括教諭・

端山洋（高峰小）・進藤敦子（清川

村立宮ヶ瀬小）・大脇香（寒川町立一

之宮小）・前田真希（新採用）・中川

拓也（新採用）

▼愛川東中学校

佐藤秀夫（厚木市立陸合東中）・狩野

望（中津第二小）・尾上智彦（新採用）

土持知也（新採用）

▼愛川中学校

小澤正則（厚木市立玉川中総括教諭・

大塚隆（愛川東中）・會場道子（秦

野養護学校）

▼愛川中原中学校

教頭 河合良卓（厚木市立清水小教

頭）

昇任（4月1日付）

（ ）は前任校など

▼中津小学校

校長 時末誠（厚木市立緑ヶ丘小教

頭・総括教諭 加藤順子（同校教諭）

▼高峰小学校

総括教諭 風間奈々子（中津第

二小教諭）

▼田代小学校

総括教諭 土肥浩美（愛川中教

諭）

▼半原小学校

総括教諭 染矢智美（同校教諭）

▼中津第二小学校

教頭 小野沢正義（同校総括教

諭・総括教諭 猪熊みずほ（同

校教諭）

▼菅原小学校

総括教諭 田畑桂子（同校養護教

諭）

▼愛川中学校

総括教諭 久古郁夫（愛川高校教

諭）

転出（3月31日付）

（ ）は新任校など

▼中津小学校

校長 榎本順一郎（厚木市立北小

校長）

▼高峰小学校

田中沙恵理（厚木市立緑ヶ丘小養護

教諭）

▼田代小学校

校長 西方智子（清川村立緑小校

長）

▼半原小学校

山本弘（清川村立緑小総括教諭）

▼中津第二小学校

教頭 持丸茂樹（厚木市立清水小

教頭・藤本謹吾（愛川町教育委員会

▼菅原小学校

阿部幸平（厚木市立厚木小）・吉田

裕美子（横浜市立田奈小）

▼愛川東中学校

菊地真之（厚木市立陸合東中）・廣

瀬雅昭（愛川高校）・岩澤鮎美（厚

木市立荻野中）・遠藤利昭（愛川高校

▼愛川中学校

佐藤一雄（厚木市立陸合東中総括教諭）

▼愛川中原中学校

教頭 日向真佐枝（厚木市立藤塚

中教頭）

定年退職（3月31日付）

熊坂せつ子（中津小総括教諭）・高

田洋子（田代小総括教諭）・小島冷

子（菅原小総括教諭）・花上統正（田

代小教諭）・小島睦夫（菅原小教諭・

當原綾子（中津小栄養教諭）

I LOVE 子育て!

子育て プチ ポケット



子育て支援センターで遊びませんか

子育て支援センターは、就学前のお子さんと保護者が親子で遊ぶところです。子ども同士・保護者同士の交流を通して、楽しいひとときを過ごしましょう。

子どもは、乳幼児期にさまざまな人と関わることによって、人との信頼関係を築いていきます。それが自分を信じられる基礎となって、やがて確固たる自信へとつながります。

子育て支援センターは、特別な場所ではありません。親子の楽しい遊び場の一つです。まだ利用したことがない方も、ぜひ気軽にお越しください。子育ての喜びや悩みなどを、みんなで共有しましょう。



子育てホットタイム「親子エアロビクス」

子育て支援センターの利用案内

場所◆福祉センター3階

利用できる日時◆月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～11時30分、午後1時30分～4時

主な内容◆

子育てサロン……自由遊び、紙芝居、絵本、手遊び、遊戯など

子育て広場……年齢に合った遊び(年齢別に月1回)

子育て相談……育児の悩みや心配事の相談(随時)

子育て講座……子育てホットタイム(講話・お楽しみ会など月1回)

子育てに関する情報提供

あい通信の発行……月1回、その月の活動内容などをお知らせ。町ホームページにも掲載します。

移動子育てサロン……子育て支援センターのスタッフが、次の場所に出掛けてサロンを開設

・レディースプラザ……毎月第1・第3火曜日

・ラビンプラザ……毎月第1・第3金曜日

※時間は、いずれも午前9時30分～11時30分

問い合わせ

子育て支援センター ☎ 285-8345

やさしいこ

お楽しみクイズ

今月号の広報あいかわを読んで、クイズに挑戦してください。正解者の中から抽選で3人の方に、図書カード(1,000円分)をプレゼントします。

美化活動を協働で進める、まち美化アダプト制度がスタートします。英語の「アダプト」とは、どのような意味でしょうか。次の中から選んでください。

- ①協力する
- ②養子にする
- ③清掃をする

応募方法◆町内在住の方で、1人1通に限りませ。答え・住所・氏名・年齢・電話番号と、本誌のご感想(必ずお書きください)を記入の上、お送りください。

締め切り日◆4月7日(土)(郵送の場合当日消印有効)あて先◆

はがきの場合……〒243-0392 角田251-1
総務課広報広聴班

ファクスの場合……286-5021

電子メールの場合…e-mail@town.aikawa.kanagawa.jp
正解と当選者は5月1日号でお知らせします。

救急医療一覧表 (4月～平成25年3月)

●日曜・祝日当番医 診療時間◆午前9時～11時30分、午後2時～4時30分

月	岡本医院 281-0114 半原4431	石井医院 281-2105 半原2266-1	熊坂外科 呼吸器科医院 285-1139 中津7417	関根医院 286-5431 角田1345-1	和田医院 281-3688 田代108	さくら クリニック 284-1002 中津1814-1	八木 クリニック 280-1888 半原2724-1	愛川北部 病院 284-2121 角田281-1
4	22		15		1			8
5		13				27	6	20
6			24	3			17	10
7	8	16			15	29		1 22
8			26	5	19			12
9	16	30		17		22	9	2 23
10	21		8		7		28	14
11		3		18	23	11		4 25
12	9	2	24				23	16
1	14				20	13		6 27
2		24	3	10			11	17
3			24	17	20	3		10 31

※都合により当番医が変更になる場合がありますので、必ず電話などで確認してからお出掛けください。

※上記以外の日曜・祝日は、下記の厚木市休日夜間急患診療所（メジカルセンター）をご利用ください。

●休日・夜間診療

厚木市休日夜間急患診療所（メジカルセンター）

◆厚木市水引 1-16-45 ☎ 297-5199

診療日	診療時間
月曜日～金曜日	午後7時～9時30分
土曜日	午後6時～9時30分
日曜・祝日、 12月29日～1月3日	午前9時～11時30分
	午後2時～4時30分
	午後6時～9時30分

●休日歯科診療

厚木市休日歯科診療所

◆厚木市中町 1-4-1 厚木市総合福祉センター1階
☎ 224-6081

診療日	診療時間
日曜・祝日、 12月29日～1月3日	午前10時～11時30分
	午後1時～4時30分

●病院群輪番制診療

診療時間◆月曜日～金曜日…午後5時～翌日の午前9時

土曜日…正午～翌日の午前9時

日曜・祝日、12月29日～1月3日…午前9時～翌日の午前9時

診療科目◆内科系・外科系

診療日	第1当番病院			第2当番病院
	病院名	所在地	電話	病院名
月	湘南厚木病院	厚木市温水118-1	223-3636	東名厚木病院 厚木市船子232 ☎229-1771
火	愛川北部病院	愛川町角田281-1	284-2121	
水	近藤病院	厚木市東町3-3	221-2375	
木	仁厚会病院	厚木市中町3-8-11	221-3330	
金	東名厚木病院	厚木市船子232	229-1771	
土	森の里病院	厚木市森の里3-1-1	247-2121	

休日・夜間診療は、救急患者に備えて設けられたもので、一般診療所ではありません。

問い合わせ

国保医療課医療給付班 ☎（内線）3372・3373
消防本部 ☎ 285-3131

費=費用 物=持ち物 他=そのほかの事項 申=申し込み 問=問い合わせ
ないものは無料です。

いる家庭で、自動車を運転する方^申次のものをお持ちの上、住民課交通防犯班へ。

- ・シートを使用するお子さんの母子健康手帳
- ・自動車を運転する方の運転免許証(写し可)

問 住民課交通防犯班 ☎(内線) 3325

神奈川県最低賃金改正

最低賃金の件名	最低賃金額 (時間額)	
神奈川県最低賃金	836円	
産業別最低賃金	塗料製造業	871円
	鉄鋼業	857円
	非鉄金属合金圧延業、 電線ケーブル製造業	836円
	一般機械器具製造業	849円
	電気機械器具製造業	843円
	輸送用機械器具製造業	845円
	自動車小売業	842円

県の最低賃金が改正されました。最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、県内

で働く全ての労働者に適用されます。

特定の産業(表内の7産業)については、産業別最低賃金が適用されます。

問 神奈川労働局労働基準部賃金課
☎045-211-7354、厚木労働基準監督署☎228-1331

施設ガイド



スポーツ施設の抽選予約

今月の抽選予約	抽選結果
7月利用分	5月2日(水)

スポーツ施設の利用予約は、予約システムをご利用ください。

当選者は5月末日までに本予約をしてください。末日までに本予約をしなかった場合は、翌日から空き施設として開放します。愛川町の施設を2回無断キャンセルすると半年間予約ができなくなります。

問 スポーツ・文化振興課 ☎(内線) 3633

今月の休館日・休園日

第1号公園体育館	毎週火曜日
田代運動公園・三増公園陸上競技場	毎週火曜日
町民活動サポートセンター	毎週水曜日
文化会館・ラビンプラザ	毎週火曜日
レディースプラザ	24日(火)
図書館	毎週火曜日、2日(月)
郷土資料館	毎週月曜日(30日は除く)

相談

町民相談

問 住民課住民相談班 ☎(内線) 3319

法律相談《完全予約制》	6日(金)・19日(木) 午前10時～午後3時 ※5月は11日(金)・17日(木)
司法書士法律相談	11日(水) 午後1時～4時
行政書士相談	12日(木) 午後1時～4時
多重債務相談	18日(水) 午後1時～4時
交通事故相談	25日(水) 午後1時～4時
消費生活相談	2日・5日・9日・12日・16日・19日・23日・26日 午前10時～午後4時
人権・行政こまりと相談	13日(金) 午後1時30分～3時

※会場は役場相談室です。

※法律相談は弁護士が対応します。予約は、相談日の7日前から開始します。
(その日が祝日の場合は翌開庁日から)

※司法書士法律相談は、民事に関する紛争で、紛争の目的の価額が140万円を超えないものに限ります。

教育相談

問 教育開発センター

☎206-1061 (直通)

来所相談・電話相談

平日 午前9時～午後4時

出張相談

- レディースプラザ 9日(月)
 - ラビンプラザ 16日(月)
- いずれも午前10時～午後3時

※不登校・いじめ・校外活動・非行・就学相談など

保健ガイド

ヘルスあっぷ相談

保健師・栄養士・看護師による健康相談、身体測定、体脂肪測定、血圧測定、尿検査など。

日4月16日(月)午後1時30分～2時30分 所保健センター 人町内在住の方 申 予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。

問 健康長寿課健康づくり班 ☎(内線) 3339-3340

県厚木保健福祉事務所からのお知らせ

厚木保健福祉事務所を会場に、健康・福祉に関する相談、検査などを実施しています。事前に電話で予約してください。

問申 厚木保健福祉事務所 ☎224-1111

●栄養専門相談

病気の方などの食事相談を行います。

日4月3日(火)・17日(火)午前9時30分～午後4時

●障害児者のための歯科相談

日4月5日(木)午後1時30分～2時

●エイズ無料検査

日4月12日(木)・19日(木)午後1時15分

～2時45分

※電話相談は随時行っています。

催し



「子ども読書の日」にちなんだおはなしかい

4月23日は「子ども読書の日」です。ボランティアサークル「おはなしたんぽぽ」の皆さんによる絵本の読み聞かせ、紙芝居、パネルシアターなど、「子ども読書の日」にちなんだおはなしかいを開催します。

日4月21日(土)午前10時30分～所文化会館リハーサル室 申 予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。

問 図書館 ☎285-6963

お知らせ



休日納税・相談窓口

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が納められ、納税相談もできます。

日4月28日(土)・29日(日)午前8時30

分～午後5時 所 役場1階税務課

春の全国交通安全運動

4月6日(金)～15日(日)

たくさんの方が咲き始める春は、入学・入園など新生活が始まる季節でもあります。新しい世界に胸躍る子供たちは、周りに目を奪われ、注意力も低下しがちになります。

多くの方が新しい生活をスタートするこの時期、一人一人が交通安全について考え、交通安全の心を芽吹かせましょう。

スローガン◆

安全は 心と時間の ゆとりから
運動の重点 ◆

- 1 自転車の安全利用の推進 (特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
- 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 飲酒運転の根絶

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号順守と一時停止、安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

問 住民課交通防犯班 ☎(内線) 3320

チャイルドシート無料貸し出し

道路交通法では、6歳未満の乳幼児を自動車に同乗させる場合、チャイルドシートの着用が義務付けられています。

町では、1歳未満のお子さん用のチャイルドシート(乳児用シート)を乳児1人につき1台、無料で貸し出していますので、ご利用ください。

人 町内在住で1歳未満のお子さんが

文化会館催し案内

ホール					
月日	催し	開演	終演	主催	入場
4/1 (日)	キッズビクス 第8回発表会	11:00 17:00	13:00 19:00	キッズビクス ☎ 090-2562-2529	無料 (全席指定)
4/8 (日)	あんだんて ピアノの会発表会	12:00	16:00	あんだんてピアノの会 (熊沢) ☎ 090-1998-2850	無料 (先着 535人)
4/22 (日)	みどり会(日本舞踊) チャリティー おさらい会	13:00	16:30	みどり会 (来住野) ☎ 281-2281	無料 (先着 535人)

※問い合わせは直接主催者をお願いします。

費=費用 物=持ち物 他=そのほかの事項 申=申し込み 問=問い合わせ
ないものは無料です。

予防接種名	対象	接種回数
DTワクチン 【ジフテリア・破傷風の予防】	11歳・12歳の方	1回
MRワクチン 【麻疹・風疹の予防】 ※接種期限は平成25年3月31日までです。できる限り、麻疹の流行時期(4月から6月)前に接種を済ませましょう。	(第2期) 平成18年4月2日～平成19年4月1日 生まれの方	
	(第3期) 平成11年4月2日～平成12年4月1日 生まれの方	
	(第4期) 平成6年4月2日～平成7年4月1日 生まれの方	

がん検診のお知らせ

対象者には、4月中旬に集団検診の申込書を送付します(世帯主あて)。希望する方は、必要事項を記入の上、5月2日(水)までに返送してください。個別検診は、7月下旬に対象者に受診券を送付しますので申し込みは不要です。

胃・肺・大腸がん検診(集団検診のみ)
◆40歳以上の方(昭和48年3月31日以前生まれ)
乳がん検診(マンモグラフィ併用は集団検診、視触診単独は個別検診) ◆26

歳以上の女性(昭和62年3月31日以前生まれ)。マンモグラフィ併用の対象者は、平成25年3月31日時点で40歳以上かつ偶数年齢の方です。

子宮がん検診(集団・個別検診) ◆20歳以上の女性(平成5年3月31日以前生まれ)

前立腺がん検診(個別検診) ◆50歳以上の男性(昭和38年3月31日以前生

れ)

費 昭和18年3月31日以前に生まれた方は、受診者負担金が無料です。

他 生活保護法を受けている方または町民税非課税世帯の方は、受診者負担金の免除が受けられますので、事前(受診券到着後)に申請してください。

問 健康長寿課健康づくり班 ☎(内線) 3339・3340

●**集団検診** 6月～8月実施、乳がん検診(マンモグラフィ併用)は11月～12月実施

検診項目	検診内容	受診者負担金
胃がん検診	エックス線間接撮影	1,300円
肺がん検診	エックス線間接撮影	700円
	エックス線間接撮影、喀痰検査	1,500円
大腸がん検診	便潜血反応検査	500円
乳がん検診	マンモグラフィ、視触診	1,800円
子宮がん検診	視診、頸部細胞診	1,100円

※マンモグラフィ…乳房エックス線検査

●**個別検診** 8月～1月実施予定、前立腺がん検診は8月～11月実施予定、厚木医師会の医療機関で行う検診

検診項目	検診内容	受診者負担金
乳がん検診	視触診	900円
子宮がん検診	視診、頸部細胞診	2,000円
	視診、頸部細胞診、体部細胞診	3,300円
前立腺がん検診	PSA検査	1,000円

保健師から一言

母子健康手帳の活用法

母子健康手帳とは、市町村に妊娠届を提出すると母子保健法に基づき交付されるものです。妊娠初期からお子さんの就学までの期間、妊娠中の経過や乳幼児期の発育・発達、予防接種など母子の一貫した健康記録となります。

母子健康手帳の意義

妊婦と乳幼児の健康維持・管理が、この手帳のもっとも大切な目的です。妊娠から出産までの期間の健康管理や、子育ての情報、アドバイスなどが載っています。

また、乳幼児期だけでなく、学齢

期からの予防接種時などでも継続した記録が必要となるため、学齢期や大人になってからの健康管理にも役立ちます。

10年に1度の改正期

本年度、母子健康手帳は改正期を迎えます。妊産婦・父親の自由記載欄の増加や、胆道閉鎖症の早期発見のための便カラーカードの添付、乳幼児身体発育調査の新しい結果を反映させた成長発育曲線、予防接種の種類が増えたことによる記載欄の増加など、大きく見直しがされます。

手帳を有効活用しましょう

子どもが風邪をひいてしまった、初めて言葉を話したなど、その時々起きた事を各健診の「保護者の記録覧」などに記載しておくことは、育児を振り返るときに大変貴重であり、健診や医療機関受診の際の情報としても有効です。

母子健康手帳をお持ちの方は、もう一度その意義を見直していただき、お子さんが生まれた一生の記念として活用し、大事に保管しておきましょう。

保健ガイド



マタニティセミナー

日 各日午後1時10分～4時(2日目のみ午前10時～午後1時) 所 保健センター(2日目のみレディースプラザ) 人 初めて出産する方(妊娠16週以降)および経産婦で希望する方 物 母子健康手帳、筆記用具、その他の持ち物は表に記載 他 託児なし 申 予約が必要です。5月2日(水)までに子育て支援課へ。

問 子育て支援課母子保健班 ☎ (内線) 3365

期 日	内容(4日間で1コース)
【1日目】 5月7日(月)	オリエンテーション・講義「妊娠から分娩経過と過ごし方について」・妊婦体操 物 運動のできる服装、バスタオル、テキスト代(400円)
【2日目】 5月14日(月)	妊娠中の食事・初めての離乳食(調理実習・試食) 物 エプロン、三角巾、食材費(400円)
【3日目】 5月21日(月)	講義「歯、産後の生活などについて」・先輩ママとの交流・子育て支援センターの見学 物 歯ブラシ
【4日目】 5月28日(月)	講義「ファミリープラン(家族計画)について」、もくろみ実習など ※都合のつく方のご夫婦でお越しください。



お子さんの歯科保健指導

日 4月26日(木) 所 保健センター 物 母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル 他 育児について心配のある方は、保健師・栄養士が相談をお受けします。むしばいばい教室は、午前10時から正午ごろまで。開始時間を過ぎての入室はできませんので、余裕をもってお越しください。2歳児歯科検診では、身長・体重測定も行っています。対象者には4月上

旬に必要な書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。

問 子育て支援課母子保健班 ☎ (内線) 3365

歯科保健指導	対 象	受け付け
むしばいばい(虫歯予防)教室	平成23年3月生まれ	午前9時30分～9時55分
2歳児歯科検診	平成22年3月生まれ	午後1時～1時45分
	平成21年9月生まれ	午後1時45分～2時30分



乳幼児の健康診査

対象者には4月下旬に必要な書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。健診時間・開場時間は通知でご確認ください。

所 保健センター

問 子育て支援課母子保健班 ☎ (内線) 3365

対 象	期 日	持 ち 物
4カ月児(平成23年12月生まれ)	5月1日(火)	母子健康手帳、問診票
10カ月児(平成23年7月生まれ)	5月10日(木)	母子健康手帳、問診票
1歳6カ月児(平成22年10月生まれ)	5月11日(金)	母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル
3歳6カ月児(平成20年10月生まれ)	5月8日(火)	母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル、当日の朝の尿、視力・聴力の調査票(記入済みのもの)



ポリオ生ワクチン予防接種

接種回数は41日以上の間隔を空けて2回接種します。接種当日、会場で体温を測りますので、早めにお越しください。

接種を受ける前に必ず「予防接種と子どもの健康」を読み、接種の必要性や副反応について理解しておきましょ

う。体調に不安がある場合は、事前にご相談ください。状況により、接種を見合わせていただくことがあります。薬の服用や下痢をしていると接種を受けられない場合があります。

接種後、ほかの予防接種を受ける場合は27日以上の間隔を空けてください。

日 各日午後1時～1時45分(開場は午後0時30分～) 所 保健センター 人 生後3カ月～7歳6カ月未満の子(標準的な接種期間は、生後3カ月～1歳6カ月未満) 物 母子健康手帳、予診票

問 子育て支援課母子保健班 ☎ (内線) 3363・3365

期 日	対 象 者
4月4日(水)	平成23年1月・2月生まれの子
4月6日(金)	平成23年3月・4月生まれの子
4月9日(月)	平成23年5月生まれの子と未接種の子
4月17日(火)	平成23年6月生まれの子と未接種の子
4月19日(木)	平成23年7月・8月生まれの子
4月20日(金)	平成23年9月・10月生まれの子
4月23日(月)	平成23年11月生まれの子と未接種の子
4月25日(水)	平成23年12月生まれの子と未接種の子



すくすく親子健康相談

日 4月24日(火) 午前9時30分～11時 所 保健センター 人 就学前の子とその保護者 物 母子健康手帳 申 予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。

問 子育て支援課母子保健班 ☎ (内線) 3365

予防接種を受けましょう!

対象年齢で未接種の方は、早めに実施協力医療機関で接種しましょう。MRワクチンの第3期および第4期は、平成25年3月31日までの時限措置です。この機会に接種してください。

問 子育て支援課母子保健班 ☎ (内線) 3363

みんなのサポセン

あいかわ町民活動サポートセンター



特定非営利活動法人 地域生活支援の会・あい ～障害者の地域生活をサポート～

地域生活支援の会・あいは、知的障害者のための「グループホームあいあい」を運営し、障害児者とその家族に対して地域で生活するために必要な支援を行います。この法人は障害があっても安心して地域で暮らし続けるために、暮らし方や就労、余暇の過ごし方などを考えてきた「愛川福祉懇話会」が立ち上げました。資金も運営ノウハウもない中、一度は諦めかけたそうですが、町福祉支援課や愛名やまゆり園の支援もあり夢が実現したそうです。

グループホームは新築の一般住宅を借り受けて4月から運営開始されます。入居者5人・体験者1人の計6部屋の個室や二つの浴室などを備え、入居者の安全のために2階には避難用ベランダや外階段などが取り付けられています。1

階は廊下やトイレなどが車いすにも対応したバリアフリー仕様になっており、入居者が安心して快適な生活を送れるよう、さまざまな工夫がされています。

「グループホームは施設ではなく、障害があっても適切な支援を受けることで地域の一員として暮らしていくことができる共同住宅です。入居者は地域の行事に積極的に参加・協力して地域に溶け込めるよう、今後もご近所との絆づくりを図っていきたいです」と理事長の山田さんは語ります。これからも障害児者の自立と社会参加を促進し、助け合いの精神によって地域福祉の増進に寄与していきます。

☎特定非営利活動法人 地域生活支援の会・あい
事務局 三井良子 ☎285-3207

サポセンからのお知らせ

登録団体の皆さん、イベントのお知らせなどをサポセンホームページに掲載しませんか？

団体のイベントや講座の開催、会報などサポセンホームページに掲載してほしい情報がありましたら、サポートセンターにお申し出ください。

登録団体懇談会を開催しました

2月22日、町民活動サポートセンターで「大災害が発生した時に備えてボランティア活動を考える」をテーマに、サポセン登録団体懇談会を開催しました。

防災分野に登録している団体や被災地で支援活動を行った4団体による基調発表が行われた後、大災害が発生したときや復興期にできること、求められることを想定しながら懇談を行いました。

当日は17団体、50人の方が参加され、満席となる盛況ぶりでした。



登録団体懇談会の様子

愛 川町消防団 栄誉ある「特別表彰まとい」受賞

2月23日、町消防団が全国約2,260ある消防団の中から選ばれ、(財)日本消防協会「特別表彰まとい」を受賞しました。

この賞は、消防長官表彰などの受賞歴や全国消防操法大会への出場経験、設立以来の活動が優秀であるなど、さまざまな条件を備えた10団体のみに毎年授与されるもので、消防団として最高の栄誉とされる賞です。

柏木彰団長は「今後も町民皆様のご期待に沿えるよう、団員一丸となってさらに精進してまいります」と語っています。



▲左から鈴木副団長、柏木団長、小川副団長

▲贈られた「まとい」

神 奈川県トラック協会 交通安全願い横断旗を寄贈



▲トラック協会の皆さん(右は山田町長)と寄贈された旗

2月27日、社団法人神奈川県トラック協会相模地区支部から、黄色の交通安全横断旗300本と横断指示旗30本が町に寄贈されました。

まだ交通ルールに慣れていない新入学児童が、まもなく通学を始めます。子どもたちの安全を守るため、町では早速、町内の小学校6校に配布しました。



▲小学生の生け花

中 津公民館まつり ～広げよう、仲間の輪、絆の輪～



▲心のこもった作品の展示

2月27日から3月4日まで、中津公民館(レディースプラザ)を利用する団体が日ごろの活動の成果を発表する中津公民館まつりが開催され、多くの来場者でにぎわいました。



▲ハーモニカの演奏

期間中はダンスやヨガ、マジックなどのステージ発表、手芸・工芸作品などの展示、各種の体験教室などが行われました。

力作揃いの展示会場では、来場者から「私にもこんなにすばらしい作品が作れるかしら」「何か始めたいわね」などの声が聞かれ、皆さんがこれらの活動を始めるきっかけづくりの場にもなったようです。



あいかわ公園開園10周年記念
あいかわ公園つつじまつり
4月29日(祝) 午前10時～午後3時



約40種、35,000本以上のつつじが見ごろを迎える県立あいかわ公園で、「つつじまつり」を開催します。

地元特産品の販売、組みひもや和紙作り体験、ステージイベントなどさまざまな催しがありますので、郷土資料館、工芸工房村、宮ヶ瀬ダムの見学や、広大な公園の散策とともに楽しんでください。

会場◆県立あいかわ公園

☎ 商工観光課観光振興班 ☎(内線) 3523

今月の日曜・祝日当番医		
診療時間◆午前9時～11時30分、午後2時～4時30分		
1日	和田医院	☎281-3688
8日	愛川北部病院	☎284-2121
15日	熊坂外科呼吸器科医院	☎285-1139
22日	岡本医院	☎281-0114
その他の休日	厚木市休日夜間急患診療所(メジカルセンター)	☎297-5199

※都合により変更する場合がありますので、電話で確認してからお出掛けください。

3月1日現在の人口と世帯 ()内は前月比

■人口42,897人(-15): 男22,319人(-14) 女20,578人(-1)

■世帯数 17,605 世帯(15)

※住民基本台帳と外国人登録の合計人口・世帯数



切り取ってもお使いいただけます。



1	(日) 住民課特別休日窓口	当番医:和田医院
2	(月) 消費生活相談	
3	(火) 4カ月児健康診査	
4	(水) ポリオ予防接種	
5	(木) 消費生活相談	
6	(金) 法律相談	ポリオ予防接種
7	(土) 住民課特別休日窓口	
8	(日) 当番医:愛川北部病院	
9	(月) 消費生活相談	ポリオ予防接種
10	(火) 3歳6カ月児健康診査	
11	(水) 司法書士法律相談	
12	(木) 行政書士相談	消費生活相談 10カ月児健康診査
13	(金) 人権・行政こまりごと相談	1歳6カ月児健康診査
14	(土)	
15	(日) 当番医:熊坂外科呼吸器科医院	
16	(月) 消費生活相談	ヘルスあっぷ相談
17	(火) 半僧坊春の大祭	ポリオ予防接種
18	(水) 多重債務相談	
19	(木) 法律相談	消費生活相談 ポリオ予防接種
20	(金) ポリオ予防接種	
21	(土)	
22	(日) 当番医:岡本医院	
23	(月) 消費生活相談	ポリオ予防接種
24	(火) すくすく親子健康相談	
25	(水) 交通事故相談	ポリオ予防接種
26	(木) 消費生活相談	むしばいばい教室 2歳児歯科検診
27	(金)	
28	(土) 休日納税・相談窓口	
29	(日) あいかわ公園つつじまつり	休日納税・相談窓口
30	(月)	